

○文部科学省令第二十三号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第四百条の十九第二項、第四項及び第五項、第四百条の二十三第二項、第四百条の二十六第一項及び第三項、第四百条の二十七、第四百条の三十三第三項、第四百条の三十四第二項、第三項、第五項及び第六項、第四百条の三十五第二項、第四百条の三十六、第四百条の三十八、第四百条の三十九第一項並びに第二項第三号及び第四号、第四百条の四十並びに第四百条の四十六第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、著作権法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十八日

文部科学大臣 阿部 俊子

著作権法施行規則の一部を改正する省令

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第十章の三 授業目的公衆送信補償金の額の認可申請等（第二十二条の六―第二十二条の
第十一章 印紙納付（第二十三条）

「第十章の三 授業目的公衆送信補償金の額の認可申請等（第二十二条の六―第二十二条の
第十章の四 裁定による利用に係る指定補償金管理機関及び登録確認機関
八）
を 第一節 指定補償金管理機関（第二十二条の九―第二十二条の十八）

「 第二節 登録確認機関（第二十二條の十九―第二十二條の三十三）

第十一章 印紙納付（第二十三條）

八）

に改める。

「 第十章の三の次に次の一章を加える。

第十章の四 裁定による利用に係る指定補償金管理機関及び登録確認機関

第一節 指定補償金管理機関

（指定の申請）

第二十二條の九 法第四百四條の十九第二項の規定により同條第一項の指定（以下この項及び次條において「指定」という。）の申請をしようとする者は、法第四百四條の十九第二項の申請書に次に掲げる書類を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 指定の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録
（指定の申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

三 指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

四 役員の氏名及び経歴を記載した書類

五 組織及び運営に関する事項を記載した書類

六 補償金管理業務（法第四百四条の十八に規定する補償金管理業務をいう。以下この節において同じ。）の実施の方法に関する計画を記載した書類

七 法第四百四条の十九第三項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

八 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

2 法第四百四条の十九第二項第二号の文部科学省令で定める事項は、補償金管理業務を行おうとする事務所の名称及び所在地とする。

（指定の告示）

第二十二條の十 法第四百四条の十九第四項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二 補償金管理業務を行う事務所の名称及び所在地

三 指定をした年月日

(変更の届出)

第二十二條の十一 法第四百四條の十九第五項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に変更の事実を証する書類を添えてしなければならない。

一 変更の内容及び理由

二 変更の年月日

(補償金管理業務規程の認可の申請)

第二十二條の十二 指定補償金管理機関（法第四百四條の十九第五項に規定する指定補償金管理機関をいう。以下この節において同じ。）は、法第四百四條の二十三第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に補償金管理業務規程（同項に規定する補償金管理業務規程をいう。）を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。

2 指定補償金管理機関は、法第四百四條の二十三第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一 変更の内容及び理由

二 変更の年月日

(補償金管理業務規程の記載事項)

第二十二條の十三 法第四百四條の二十三第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 補償金管理業務に関する秘密の保持に関する事項

二 補償金管理業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

三 その他補償金管理業務の実施に関し必要な事項

(役員の選任等の認可の申請)

第二十二條の十四 指定補償金管理機関は、法第四百四條の二十四第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一 選任に係る役員の氏名及び経歴又は解任に係る役員の氏名

二 選任又は解任の理由

(事業計画及び収支予算の認可の申請)

第二十二條の十五 指定補償金管理機関は、法第四百四條の二十六第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。

2 指定補償金管理機関は、法第四百四條の二十六第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一 変更の内容及び理由

二 変更の年月日

(事業報告書等の提出及び公表)

第二十二條の十六 指定補償金管理機関は、法第百四條の二十六第三項の規定により事業報告書及び収支決算書を文化庁長官に提出し、又はこれを公表しようとするときは、当該提出又は公表の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び財産目録を添付しなければならない。

(補償金管理業務に関する帳簿の記載事項等)

第二十二條の十七 法第百四條の二十七の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 補償金管理業務に係る受付番号

二 法第百四條の二十一第二項の規定による補償金（以下この項において「補償金」という。）又は同条第三項の規定により読み替えて適用する法第六十七條の二第一項（法第百三條において準用する場合を含む。）の規定による担保金（以下この項において「担保金」という。）を支払つた者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 補償金又は担保金を受領した年月日

四 受領した補償金又は担保金の額

五 第二号の支払の根拠となる法の規定

六 裁定（法第六十七條第一項又は第六十七條の三第一項（これらの規定を法第百三條において準

用する場合を含む。)の裁定をいう。次号及び第八号において同じ。)に係る著作物の題号、著作名その他の当該著作物を特定するために必要な情報

七 裁定のあつた年月日及び法第六十七条第五項又は第六十七条の三第四項(これらの規定を法第百三条において準用する場合を含む。)の規定により定められた事項

八 裁定をしない処分又は法第六十七条の三第七項(法第百三条において準用する場合を含む。)の規定による裁定の取消しの処分があつた場合における当該処分の日

九 指定補償金管理機関が受領した補償金又は担保金に係る支払を受けた者の氏名又は名称、住所及び連絡先

十 指定補償金管理機関が前号の支払を行った年月日及びその金額

十一 第九号の支払の根拠となる法の規定

2 法第百四条の二十七の帳簿は、補償金管理業務を廃止するまで保存しなければならない。

(補償金管理業務の廃止の許可の申請)

第二十二條の十八 指定補償金管理機関は、法第百四条の三十第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一 廃止しようとする年月日

二 廃止しようとする理由

第二節 登録確認機関

(確認等事務の結果の送付)

第二十二條の十九 登録確認機関（法第四百四條の三十三第一項に規定する登録確認機関をいう。以下この節において同じ。）は、同條第三項の規定による文化庁長官への送付（以下この節において「送付」という。）を行うときは、要件確認（同條第一項第二号に規定する要件確認をいう。第二十二條の三十一第一項第五号において同じ。）及び使用料相当額算出（法第四百四條の三十三第一項第三号に規定する使用料相当額算出をいう。以下この節において同じ。）の結果を記載した書面に第二十二條の三十一第一項第一号に規定する裁定の申請に係る受付番号を記載するものとする。

(登録の申請)

第二十二條の二十 法第四百四條の三十四第二項の規定により同條第一項の登録の申請をしようとする者（以下この項において「登録申請者」という。）は、同條第二項の申請書に次に掲げる書類を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。

- 一 登録申請者が法人である場合には、次に掲げる書類
- イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ロ 役員の氏名及び経歴を記載した書類
- ハ 組織及び運営に関する事項を記載した書類

二 登録の申請に関する意思の決定を証する書類

二 登録申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

イ 住民票の写し及び履歴書

ロ 確認等事務（法第四百四条の三十三第一項に規定する確認等事務をいう。以下この節において同じ。）の実施体制に関する事項を記載した書類

三 法第四百四条の三十四第三項各号のいずれにも適合していることを明らかにする書類

四 法第四百四条の三十四第四項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

2 法第四百四条の三十四第二項第二号の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 確認等事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

二 確認等事務を開始しようとする年月日

（登録の要件）

第二十二條の二十一 法第四百四条の三十四第三項第一号の文部科学省令で定める著作権及び著作隣接権の管理に関する経験を有する者は、著作権等管理事業者（著作権等管理事業法（平成十二年法律第三百三十一号）第二条第三項の著作権等管理事業者をいう。次項において同じ。）の行う著作権等管理事業（同条第二項の著作権等管理事業をいう。次項において同じ。）として、著作権又は著作隣接権の管理に関する業務に通算して三年以上従事した経験を有する者とする。

2 法第百四条の三十四第三項第二号の使用料相当額算出に必要な知識及び経験として文部科学省令で定めるものを有する者は、著作権等管理事業者の行う著作権等管理事業として、著作権等管理事業法第二条第一項の管理委託契約に基づく著作物、実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾に当たつての使用料の額の算出に関する業務に通算して三年以上従事した者とする。

(登録確認機関登録簿の記載事項)

第二十二条の二十二 法第百四条の三十四第五項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 登録番号及び登録年月日

二 登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三 確認等事務を行う主たる事務所の名称及び所在地

2 法第百四条の三十四第六項の文部科学省令で定める事項は、法人である登録確認機関の代表者の氏名とする。

(変更の届出)

第二十二条の二十三 法第百四条の三十四第七項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に変更の事実を証する書類を添えてしなければならない。

一 変更の内容及び理由

二 変更の年月日

(確認等事務規程の認可の申請)

第二十二條の二十四 登録確認機関は、法第百四條の三十五第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に確認等事務規程（同項に規定する確認等事務規程をいう。）及び同條第三項の規定による意見聴取の結果を記載した書類を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。

2 登録確認機関は、法第百四條の三十五第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。この場合において、登録確認機関が算出方法規程（同條第三項に規定する算出方法規程をいう。）を変更しようとするときは、当該申請書に同項の規定による意見聴取の結果を記載した書類を添えなければならない。

一 変更の内容及び理由

二 変更の年月日

3 文化庁長官は、法第百四條の三十五第一項前段の認可を行つたときは、法第百四條の三十四第五項の登録確認機関登録簿に、当該認可を受けた登録確認機関が確認等事務を開始する年月日を記載するものとする。

(確認等事務規程の記載事項)

第二十二條の二十五 法第四百四條の三十五第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 確認等事務に関する秘密の保持に関する事項
- 二 確認等事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 三 その他確認等事務の実施に関し必要な事項

(確認等事務の実施に関する基準)

第二十二條の二十六 法第四百四條の三十六の文部科学省令で定める基準は、使用料相当額算出に相当の時間を要する場合その他のやむを得ない事情がある場合を除き、法第六十七條の三第一項(法第百三條において準用する場合を含む。)の裁定の申請(以下この節において「裁定の申請」という。)を受け付けた日から七営業日以内に送付を行うこととする。

(役員を選任等の届出)

第二十二條の二十七 法第四百四條の三十七の規定による役員を選任又は解任の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によつて行わなければならない。

- 一 選任した役員の氏名及び経歴又は解任した役員の氏名
- 二 選任又は解任の理由

(定期報告)

第二十二條の二十八 登録確認機関は、毎事業年度、当該事業年度終了後三月以内に、法第四百四條の三十九第一項の事業報告書により、確認等事務の実施状況について文化庁長官に報告しなければならない。

(事業報告書の作成)

第二十二條の二十九 登録確認機関は、法第四百四條の三十九第一項の事業報告書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 毎事業年度の裁定の申請の受付件数
 - 二 毎事業年度の送付の件数
 - 三 確認等事務を担当する者その他の職員の構成
 - 四 裁定の申請を受け付けた日から七営業日を超えて送付を行った件数及びその一件ごとの事情
 - 五 その他当該登録確認機関が必要と認める事項
- (電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第二十二條の三十 法第四百四條の三十九第二項第三号の文部科学省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第四百四條の三十九第二項第四号の文部科学省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録

確認機関が定めるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 登録確認機関（ロにおいて「送信者」という。）の使用に係る電子計算機と電磁的記録に記録された事項の提供を受けようとする者（以下この号及び次項において「受信者」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を生成することができるものでなければならない。

（確認等事務に関する帳簿の記載事項等）

第二十二条の三十一 法第四百四条の四十の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 裁定の申請に係る受付番号

二 裁定の申請を受けた年月日

三 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

四 確認等事務に係る著作物の題号、著作者名その他の当該著作物を特定するために必要な情報

五 要件確認及び使用料相当額算出の結果

六 送付を行つた年月日

2 法第百四条の四十の帳簿は、第二十二條の三十三の規定によりこれを文化庁長官に引き継ぐまで保存しなければならない。

(確認等事務の休廃止の許可の申請)

第二十二條の三十二 登録確認機関は、法第百四条の四十四第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする年月日

二 休止しようとする場合には、その期間

三 休止し、又は廃止しようとする理由

(確認等事務の引継ぎ等)

第二十二條の三十三 登録確認機関は、当該登録確認機関が行つていた確認等事務を法第百四条の四十六第一項の規定により文化庁長官が自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない

い。

一 確認等事務を文化庁長官に引き継ぐこと。

二 確認等事務に関する帳簿及び書類を文化庁長官に引き継ぐこと。

三 その他文化庁長官が必要と認める事項。

2 前項の場合を除くほか、登録確認機関は、法第百四条の四十四第一項の許可を受けて確認等事務を廃止したとき、又は法第百四条の四十五第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消されたときは、確認等事務に関する帳簿及び書類を文化庁長官に引き継がなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。